

平成17年1月より

自動車リサイクル法がスタート!



来年1月1日より自動車リサイクル法がスタートします。自動車所有者には、①リサイクル料金の支払い②登録された引取り業者に引き渡すことが義務付けられます。

自動車リサイクルQ&A

Q1：自動車リサイクル法って何？

A：ごみを減らし、資源を無駄遣いしないリサイクル型社会を作るために、クルマのリサイクルについてメーカー、関連事業者、車の所有者の役割を定めた法律です。

Q2：リサイクル料金って何？

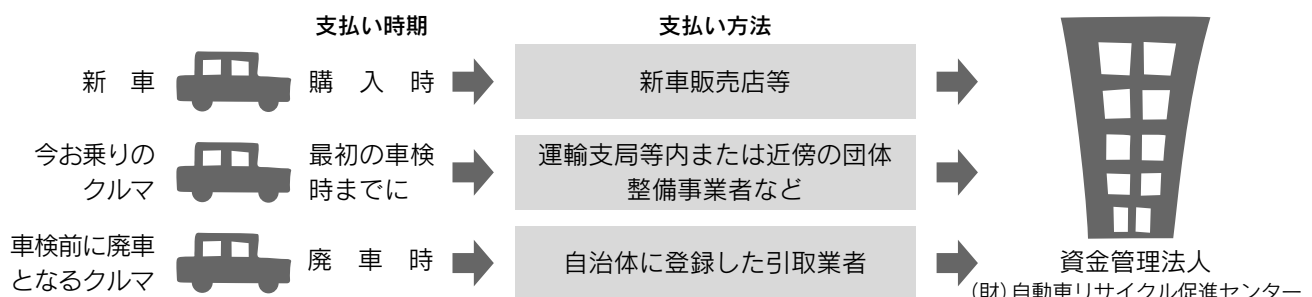
A：クルマごとにメーカーや輸入事業者が設定します。詳しくは各メーカーへお問い合わせください。
(小型車は1台1万円前後、ミニバンは1万3千～1万5千円前後)
リサイクル料金は、クルマのリサイクルの障害となっている、シュレッダーダスト・エアバック・フロンのリサイクルの適正処理に使われます。さらに、一部は情報管理や資金管理にも使われます。リサイクル料金は国の指定を受けた資金管理法である(財)自動車リサイクル促進センターが安全・確実に管理します。



シュレッダーダスト料金	エアバック類料金	フロン類料金	情報管理料金	資金管理料金
車の解体・破損後に残る廃棄物	安全な処理には専門的な技術とコストが必要	カーエアコンの冷媒。オゾン層破壊・地球温暖化の要因となるので適正処理が必要		

Q3：リサイクル料金はいつ支払う必要があるの？

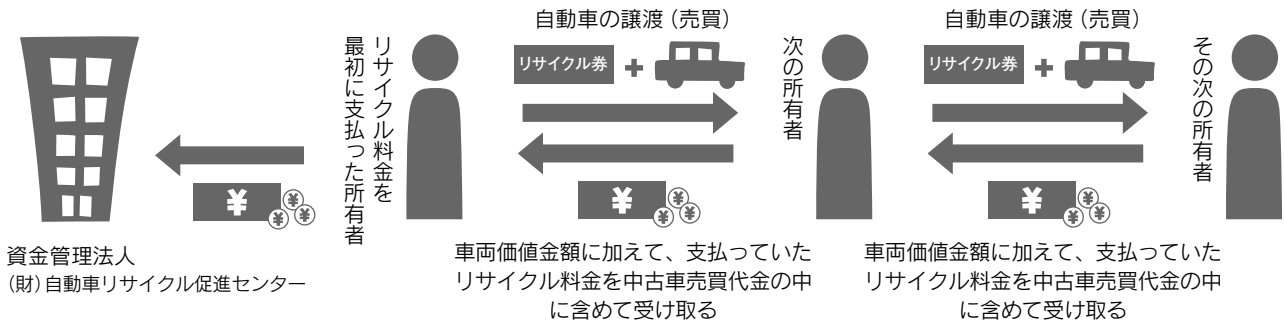
A：新車は購入時に。今お乗りのクルマは、制度スタート後最初の車検時まで。車検前に廃車となる場合は廃車時に、リサイクル料金の支払いが必要となります。



Q4：中古車売買時のリサイクル料金のやり取りは？

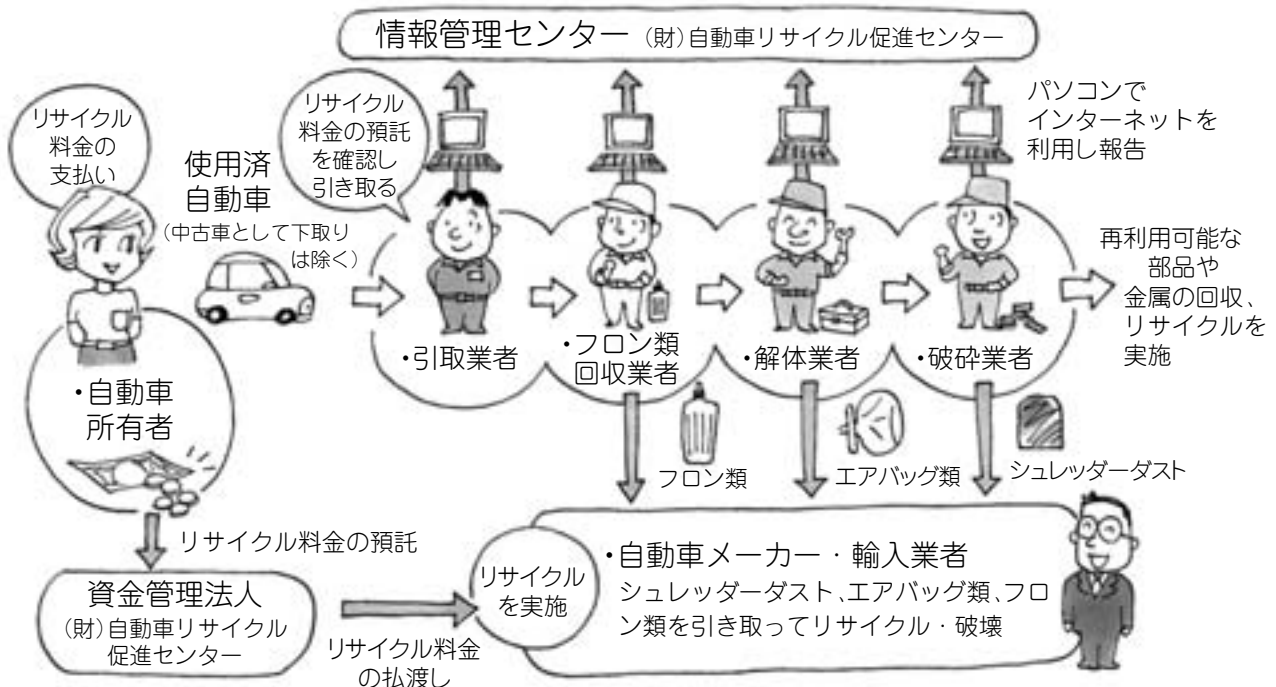
A：リサイクル料金お支払い済みのクルマを中古車として売買するときには次の所有者から「車両価格」＋「預託金相当額」をいただきます。その際、クルマと一緒に「リサイクル券」を次の所有者に譲渡してください。

なお、リサイクル料金の内、「資金管理料金」だけはリサイクル料金を一番最初に支払った所有権の負担になります。



Q5：使用済みとなったクルマはどうするの？

A：使用済みとなったクルマは、自治体に登録された引取り業者（新車・中古車ディーラー、整備事業者、解体業者等）に引き渡していただくことになります。使用済みのクルマは、自動車リサイクル法のもとでリサイクルされます。



問合せ

環境清掃課 ☎22-7040

または (財)自動車リサイクルシステム促進センター ☎03-5673-7396